

参考配布

平成 28 年 11 月 28 日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

(直通電話) 03(3502)5227

有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。

厚生労働省
東京労働局発表
平成28年11月28日

担 当	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 伊藤 慎吾
	需給調整事業第二課長補佐 磯 浩之
	主任需給調整指導官 竹中 文恵
	電 話 03-3452-1474
	FAX 03-3452-5361

有料職業紹介事業停止命令期間中に

有料職業紹介事業を行った事業者を行政処分

東京労働局（局長：渡延 忠）は、職業安定法（※）に違反し有料職業紹介事業の停止を命ぜられたにもかかわらず、事業停止命令期間中に有料職業紹介事業を行った有料職業紹介事業を営む事業者に対して、本日、下記のとおり、再度の事業停止を命じた。

記

第1 処分を受けた事業者

名 称 株式会社ビジネス・プラスワン（代表取締役 安部数敏）
所 在 地 東京都豊島区東池袋一丁目46番13号 ホリグチビル403
許 可 番 号 13-ユ-302590
許 可 年 月 日 平成19年10月1日

第2 処分の内容

職業安定法第32条の9第2項に基づく有料職業紹介事業停止命令
（内容は第4のとおり）

第3 処分の理由

株式会社ビジネス・プラスワンは、平成27年5月15日に、東京労働局長から、平成27年5月16日から同年6月15日までの間、有料職業紹介事業を停止することを命じられたにもかかわらず、平成27年5月29日、人材を求めている企業との間で、求職者を紹介するという内容の契約を締結し、さらに有料職業紹介事業の停止を命じられた期間中に当該企業に対し、求職者のリストを送付する等により有料職業紹介事業を行ったこと。

第4 有料職業紹介事業停止命令の内容

平成28年11月29日から平成29年1月28日までの間、有料職業紹介事業を停止すること。

※職業安定法の関係条文は別添をご参照ください。

○職業安定法(抄)

(定義)

第4条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

2～6 (略)

7 この法律において「職業紹介事業者」とは、第30条第1項若しくは第33条第1項の許可を受けて、又は第33条の2第1項、第33条の3第1項若しくは第33条の4第1項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

8～9 (略)

(許可の取消し等)

第32条の9 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第30条第1項の許可を取り消すことができる。

- 一 第32条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当しているとき。
- 二 この法律若しくは労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第32条の5第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(権限の委任)

第60条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによつて、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。